

法令索引

油又は有害液体物質による海洋の汚染の防止のため使用する薬剤の技術上の基準を定める省令	外航船舶建造融資利子補給臨時措置法	三七〇	海上衝突予防法施行規則第二十二条第一項第一則	三七一
う	外航船舶建造融資利子補給臨時措置法施行令	三七〇	十五号の信号を定める告示	三〇四
運輸安全委員会運営規則	外航船舶製造事業者による船舶の不当廉価建造契約の防止に関する法律	一八七	海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令	二七九
運輸安全委員会事務局組織規則(抄)	外国等による本邦外航船舶運航事業者に対する不利益な取扱いに対する特別措置に関する法律	一八七	海上物流の基盤強化のための港湾等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令附則第二条第三項の国土交通大臣が定める登録水先人養成施設の課程の一部を定める告示	二九五
運輸安全委員会設置法(抄)	外国等による本邦外航船舶運航事業者に対する不利益な取扱いに対する特別措置に関する法律	一八七	海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律	二七七
運輸安全委員会設置法施行規則(抄)	海事代理士法	四三九	海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律	二七七
運輸安全委員会設置法施行令	海事代理士試験規程	四三九	海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律	二七七
運輸施設整備事業団法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(抄)	海上運送法	四三九	海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律	二七七
運輸審議会令	海上運送法規則	四三九	海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律	二七七
え	海上運送法施行令	四三九	海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律	二七七
英國船舶ノ検査二関スル件	海上交通安全法	一七四	海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律	二七七
液化ガスばら積船の貨物タンク等の技術基準を定める告示	海上交通安全法第二十五条第二項の規定に基づく経路の指定に関する告示	一七四	海上保安官に協力援助した者等の災害給付の実施に関する告示	二八〇
液状化等物質及び船舶による液状化等物質の積載の方法を定める告示	海上交通安全法施行規則	一七四	海上保安試験研究センター依頼試験規則	二八〇
お	海上交通安全法施行規則第六条第四項の規定による仕向港に関する情報及び進路を知らせるために必要な情報を示す記号を定める告示	一七四	海上保安庁組織規則	二八〇
大瀬戸における経路の指定に関する告示	海上保安庁法	一七四	海上保安庁法	二八〇
O.C.R.に用いる申請書の記載方法に関する告示	海上保安庁法施行令	一七四	海上保安庁法	二八〇
か	海上交通安全法施行規則第六条第四項の規定による仕向港に関する情報及び進路を知らせるために必要な情報を示す記号を定める告示	一七四	海難審判所組織規則	二八〇
海運企業財務諸表準則	海難審判法	一七四	海難審判法	二八〇
海技試験の定期試験の期日及び場所等を定める告示	海難審判法施行規則	一七四	海難審判法施行規則	二八〇
る告示	海難審判法施行令	一七四	海難審判法施行令	二八〇
海運	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置を定める政令	一七四	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置を定める政令	一七四
海上衝突予防法	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置を定める政令	一七四	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置を定める政令	一七四
海上衝突予防法施行規則	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置を定める政令	一七四	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置を定める政令	一七四
海上衝突予防法施行規則第九条第一項第三号の動力船を定める告示	第九条の六第三項の規定に基づく未査定液	一七四	第九条の六第三項の規定に基づく未査定液	一七四

法 令 索 引

の労働時間に係る暫定措置に関する政令	三一四
船員法第六十四条の二第一項の協定で定める労働時間の延長の限度に関する基準	三一四
船員法第八十条第三項の食料表	三一四
船員法第一百四条第一項の規定により市町村が処理する事務に関する政令	三一四
船員法第一百四条第一項の市町村長を指定する告示	三一五
船員法第一百七条の三の国土交通大臣が定める危険物又は有害物を定める件	三一五
船員法第一百八条の三の主務大臣の定める速力	三一五
船員法関係手数料令	三一五
船員法施行規則	三一五
船員法施行規則第三条の三第一項第一号の航路を指定した件	三一六
船員法施行規則第三条の十六の船舶を定める告示	三一六
船員法施行規則第二十八条第一項の運輸支局及び海事事務所を指定する件	三一六
船員法施行規則第五十三条第一項に掲げる船舶に備え付ける医薬品その他の衛生用品の数量を定める告示	三一七
船員法施行規則第五十三条第一項第三号の規定に基づく国土交通大臣の指定する漁船	三一七
船員法施行規則第五十六条第二項の規定に基づく国土交通大臣が告示で定める漁船	三一七
船員法施行規則第七十七条の七第四項第二号定めた件	三一七
船員法施行規則第七十七条の七第四項第二号の国土交通大臣が告示で定める基準を定めた件	三一七
船員法施行規則第七十七条の九の国土交通大臣が告示で定める基準に適合する講習	三一七
及び第五項第二号並びに第九号表第四号2及び第十号表第二号1の規定に基づき、国土交通大臣が告示で定める基準に適合する講習の内容を定める件	三一七
船員法施行規則第七十七条の十二第三項第二号等の国土交通大臣が定める基準に適合する講習の内容	三一七
船員法施行規則第七十七条の十四第一項の国土交通大臣が告示で定める基準を定める件	三一七
船員法施行規則第七十八条の二第一項の規定に基づく運輸大臣が告示で定める基準	三一七
船員法施行規則第七十八条の二の二第一項の規定に基づく運輸大臣が告示で定める基準	三一七
船員法施行規則第八号表第三号2(1)から(4)までの規定に基づき、国土交通大臣の指定する海技大학교等の講習料の課程を定める告示	三一七
船員法施行規則第九号表第一号1、第二号1及び第三号1の規定に基づく国土交通大臣が告示で定める基準	三一七
船員法施行規則第九号表第四号1(2)及び第五号1(2)の規定に基づく国土交通大臣が告示で定める基準	三一七
船員法施行規則第十号表第一号1(3)及び2(3)の国土交通大臣が告示で定める基準に適合する講習	三一七
政令	三一五
船員法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置を定める政令(抄)	三一四
船員労働安全衛生規則	三一四
船員労働安全衛生規則に基づく運輸大臣が指定する薬品	三一四
船員労働安全衛生規則により運輸大臣の指定する衛生上有害な物	三一四
船員労働安全衛生規則の規定に基づく運輸大臣の指定する常用危険物	三一四
船員労働安全衛生規則により運輸大臣の指定する常用危険物	三一四
船員労働安全衛生規則の規定に基づく運輸大臣の指定する常用危険物	三一四
船橋からの視界及び船橋に設ける窓の要件を定める告示	三一五
船主相互保険組合法	三一五
船主相互保険組合法施行規則	三一五
船主相互保険組合法施行令	三一五
先進船舶の対象範囲を定める告示	三一五
船籍港の所在地を管轄する登記所が二以上ある船舶の管轄登記所を指定する省令	三一五
船体及び排水設備の材料の要件を定める告示	三一五
船体及び排水設備の溶接継手部の溶接施工方法及び溶接材料の要件を定める告示	三一五
船体の強度を保持するための構造の基準等を定める告示	三一五
船体の水密を保持するための構造の基準を定める告示	三一五
船内における食料の支給を行う者に関する省令	三一五
船内における食料の支給を行う者に関する省令	三一五
令	三一五
令第二条第二項の規定に基づき、国土交通大臣が告示で定める基準	三一五

に

二酸化炭素の放出の抑制その他の環境への負担の低減、衝突の防止その他の航行の安全の確保並びに航海及び荷役作業の省力化に資する構造、装置又は性能を定める告示	三一	派送先が講ずべき措置に関する指針 ばら積み固体貨物を運送する船舶についての 構造要件を定める告示	三四〇
二酸化炭素放出抑制指標等に関する規定の適用を受けない船舶を定める告示	三二	標準運送約款	三三
二酸化炭素放出抑制対象船舶の二酸化炭素放出抑制指標等に関する基準を定める省令	三三	標準外航利用運送約款	三三
日英間船舶検査互認方二関スル件	三四	標準内航運送約款	三三
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う水先法の特例に関する法律	三四五	標準内航利用運送約款	三三
日本船舶であることの証明書交付規則	三四六	ふ	ひ
廃棄物海洋投入処分の許可等に関する省令	三四七	物品の無償貸付及び譲与等に関する法律(抄)	三五五
排他的経済水域及び大陸棚に関する法律	三四八	埠頭保安規程等に係る重要な事項に関する告示	三五五
災害の防止に関する法律等の適用関係の整理に関する政令	三四九	埠頭保安規程等に記載すべき事項に関する告示	三五五
排他的経済水域における海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の適用関係の整理に関する政令	三五〇	埠頭保安設備等に係る技術上の基準の細目を定める告示	三五五
他の経済水域における海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の適用関係の整理に関する政令	三五一	武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律	三五〇
他の経済水域における海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の適用関係の整理に関する政令	三五二	武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律施行令	三五〇
本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法	三五三	水先法施行規則	三五三
離島航路整備法	三五四	水先法施行規則第九条の三第二項、第十条第	三五三
離島航路整備法施行規則	三五五	二項及び第十四条第一項第五号の国土交通大臣が定める医師を定める告示	三五三
領海等における外国船舶の航行に関する法律	三五六	水先法施行規則第二十二条の五第五号の国土交通大臣が定める基準を定める告示	三五三
領海等における外国船舶の航行に関する法律	三五七	水先法施行規則の一部を改正する省令附則第四項の国土交通大臣が定める回数を定める告示	三五三
施行規則	三五八	水先法施行規則第二十二条の五第五号の国土交通大臣が定める基準を定める告示	三五三
満載喫水線規則	三五九	水先法施行規則第二十二条の五第五号の国土交通大臣が定める回数を定める告示	三五三
水先法施行規則	三六〇	水先法施行規則第二十二条の五第五号の国土交通大臣が定める回数を定める告示	三五三
満載喫水線規則第二十六条第一項第一号の告文	三六一	水先法施行規則第二十二条の五第五号の国土交通大臣が定める回数を定める告示	三五三
水先法施行規則	三六二	水先法施行規則第二十二条の五第五号の国土交通大臣が定める回数を定める告示	三五三
水先法施行規則	三六三	水先法施行規則第二十二条の五第五号の国土交通大臣が定める回数を定める告示	三五三
水先法施行規則	三六四	水先法施行規則第二十二条の五第五号の国土交通大臣が定める回数を定める告示	三五三
水先法施行規則	三六五	水先法施行規則第二十二条の五第五号の国土交通大臣が定める回数を定める告示	三五三

領事官の行う船舶法等の事務に係る処分又はその不作為についての審査請求に関する政令	卷七
臨時船舶建造調整法	一五一
臨時船舶建造調整法第一条の規定に基く船舶の建造許可の判断の基礎となる事項	一五二
臨時船舶建造調整法施行規則	一五〇
臨時船舶建造調整法施行令	一四九
労働関係調整法	一四三
労働関係調整法施行令	一四七
労働基準法(抄)	一三七
労働組合法	一四六
ロールオン・ロールオフ貨物区域等を有する船舶の電気設備の基準を定める告示	一四七